

業務指示書

フィリピン国高規格道路網開発マスタープランプロジェクト（フェーズ2）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年12月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年12月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：海外における道路開発計画・路線選定業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／道路政策）】

- 1) 類似業務の経験：道路政策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路整備計画】

- 1) 類似業務の経験：道路整備計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市計画/地域開発】

- 1) 類似業務の経験：都市計画/地域開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年12月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7. 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2.10705 円 , US\$1 = 112.201 円 , EUR1 = 127.778 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路政策
道路整備計画
都市計画/地域開発

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

22.50 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2019年1月25日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

フィリピン国高規格道路網開発マスタープランプロジェクト（フェーズ2）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路政策	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路整備計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 都市計画/地域開発	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

フィリピンにおける道路交通の大きな課題は、都市部あるいは市街化の進んだ地域の慢性的な交通渋滞であり、特にメトロマニラの交通渋滞は深刻である。これら交通渋滞による道路利用者の交通コストは、一日当り 24 億ペソにも上るとの試算（出典：フィリピン国「マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査 最終報告書」）もある。

その原因は、過度な都市機能の集積、公共交通機関の不足、高速道路ネットワークの未整備等が挙げられている。併せて、メトロマニラ等の経済拠点と地方都市間の貧弱な交通ネットワークは、地方部の経済発展を阻害し格差を拡大させる一因となっている。

メトロマニラを始めとする都市部への過度な一極集中を緩和し、地方部と調和のとれた発展を促すため、都市部における戦略的道路交通ネットワークの強化に加え、高速道路を始めとした全国的な高規格道路網ネットワークの計画・整備が課題である中、JICA は 2009 年 4 月から 2010 年 5 月まで開発計画調査型技術協力「高規格道路網開発マスタープラン」（以下、「フェーズ 1」という）を実施した。同調査では、高規格道路の機能分類・定義の設定及び計画されたプロジェクトの優先順位を伴った全体のマスタープランを作成するとともに、組織体制の強化を提案した。

同調査はメトロマニラを中心とした半径 200km 地域、メトロセブ、ダバオの 3 地域を対象としていた中、フィリピン政府は同調査で提案された優先プロジェクト 8 件中 5 件を円借款やパブリック・プライベート・パートナーシップ（以下、「PPP」という）にて着実に実施してきている。

一方、フィリピンにおける高規格道路網整備はメトロマニラ近郊に留まっており、未だ全国的なネットワーク計画はなく、地方へのアクセス改善が大きな課題である中、我が国に対して前回調査の後継案件として「高規格道路網開発マスタープランプロジェクト（フェーズ 2）」の要請がなされ、2017 年 4 月に詳細計画策定調査を実施、2017 年 9 月に公共事業道路省と討議議事録（R/D）の締結を行い、本協力を実施することとなった。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

高規格道路網開発マスタープラン（M/P）及び優先整備リストを作成し、整備計画策定の能力強化を図ることにより、全国高規格道路網の整備促進、緊急輸送路・ネットワークリダンダンシーの確保、地域振興、経済活動の活発化に寄与する。

(2) 期待される成果

- 1) 全国高規格道路網整備を前提とした道路規格の明確な定義付けを行うとともに、同国の国家開発計画・地域開発計画、各セクターのハブ都市との連結性、海運系等の他モードによる物流及び災害に対するレジリエンスの観点も考慮した高規格道路網開発 M/P が策定される。
- 2) 高規格道路プロジェクトの整備戦略及び優先整備の基準を明確化し、経済的・財務的・技術的・環境的側面を考慮した短・中・長期の整備計画を策定するとともに、優先プロジェクトの事業実施の可能性が検討される。
- 3) カウンターパート（C/P）機関職員等に対して、交通需要予測を含む道路網開発計画に係る技術移転が行われる。

(3) 対象地域

フィリピン全国（主要運輸回廊が重点地域）

(4) 関係官庁・機関

主たる C/P 機関は、公共事業道路省（Department of Public Works and Highways : DPWH）とし、技術分科会（Technical Working Group : TWG）に含まれる関係セクター省庁と十分に協力して実施する。

(5) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

- 1) 幹線道路網整備事業(1) (1994 年)
- 2) 幹線道路網整備事業(2) (1995 年)
- 3) 地方道路網整備事業(2) (1995 年)
- 4) 第二マクタン橋(2)及びメトロセブ道路整備事業 (1997 年)
- 5) 幹線道路網整備事業(3) (1998 年)
- 6) 幹線道路網整備事業(4) (1999 年)
- 7) コルディレラ幹線道路整備事業 (1999 年)
- 8) 第二マグサイサイ橋・バイパス道路建設事業 (2000 年)
- 9) 幹線道路網整備事業(5) (2001 年)
- 10) 地方道路網整備事業(3) (2001 年)
- 11) 中部ルソン高速道路建設事業 (2001 年)
- 12) 幹線道路網整備事業(6) (2002 年)
- 13) 中部ミンダナオ道路整備事業 (2003 年)
- 14) 幹線道路バイパス建設事業(1) (2004 年)
- 15) 高規格道路網開発マスタープラン (2009-2010 年)
- 16) 総合交通計画管理能力向上プロジェクト (2011-2015 年)
- 17) 幹線道路バイパス建設事業(2) (2012 年)
- 18) 中部ルソン接続高速道路建設事業 (2012 年)
- 19) ダバオ市バイパス建設事業(南・中央区間) (2015 年)
- 20) ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト(2017-2018 年)

3. 業務の目的

本業務は、全国高速道路網を中心とした高規格道路網を定義・明確化し、2040 年を目標年次とした短・中・長期の整備計画を策定、優先プロジェクトを検討するとともに、C/P 機関職員へ交通需要予測を始めとする M/P 策定にかかる技術移転を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA が DPWH と合意した R/D に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 段階分けによる業務の実施について

本業務は、既存国道・高速道路網及び国家・地域開発計画のレビューと過去実施した高規格道路網開発マスタープラン（2009-2010年）のレビューを含む現状把握、産業・輸送・観光ハブの観点からの地域連結性の評価、交通実態調査・将来交通需要予測、将来社会経済フレームワークの策定、全国高規格道路の定義・再構築、環境・社会・文化的重要地の明確化および連結性の評価、戦略的環境アセスメントの考え方に基づく環境社会影響も含めた代替案の比較検討、国家輸送計画政策に基づく開発戦略、上記を包含する高規格道路網計画の構築からなる第一段階、及びプロジェクト優先順位の基準定義、コスト・経済財務・技術・環境的側面からの予備的かつ回廊レベルでの検討、短中長期のプロジェクト実施計画の策定、優先整備リストの作成、プレ・フィージビリティ・スタディ（プレF/S）からなる第二段階に分けて実施する。第二段階の実施にあたっては、第一段階の実施状況及び成果を評価し、それを基に優先整備リストを作成し、更に少なくとも1件程度（10km未満程度の道路を想定）の優先プロジェクトについてプレF/Sを実施する。プレF/S1件については、現地調査開始から1年以内を目途して策定する。なお、業務の構成上、段階分けを行っているが、契約に関しては一体の契約とする。

(2) 対象交通モードについて

本業務にあたっては、道路系交通モードを対象とする。一方で、島嶼間の交通については、M/P策定にあたって、現在運航されている既存航路を活かすのか、将来の海峡横断橋梁や海底トンネルの建設を想定するのか検討が必要となる。整備コスト・整備効果・将来交通需要・リダンダンシーなど複数観点から検討を行い、C/P機関との協議の上で実現性のある計画を策定すること。

(3) フィリピン側実施体制

本業務においては、DPWH計画局の課長をチームリーダーとして関係機関7~8名で構成されるCounterpart Working Group（CWP）が設置され、同CWPが同国側の管理と実施に対して責任を負う。またフィリピン側が主体となって業務開始時点、第一段階終了時点、業務開始1年時点、優先整備リスト策定後の公開協議時点の計4回の合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）の開催を想定している他、JCCの下にフィリピン側・本邦側関係機関で構成されるTWGが設置されることとなっている。本業務の実施にあたっては、他省庁との調整も重要となることから、同CWP及びTWGを十分活用して、関係する他省庁の協力を得られるよう留意すること。なお、TWG関係機関として次に記載の機関がメンバーとなる。

【DPWH】

- ・ Planning Service（PS）
- ・ Public Private Partnership Service（PPPS）
- ・ Environmental and Social Safeguards（ESS）
- ・ Bureau of Quality and Safety（BQS）
- ・ Unified Project Management Office – Road Management Cluster 1（UPMO

RMC1）

【他省庁】

- ・ National Economic and Development Authority（NEDA）

- ・ Department of Trade and Industry (DTI)
- ・ Department of Transportation (DOTr)
- ・ Department of Tourism (DOT)
- ・ Department of Environment and Natural Resources (DENR)
- ・ Toll Regulatory Board (TRB)
- ・ Department of Science and Technology (DOST)

なお、日本側実施体制については、次に記載の関係者及び関係機関が必要に応じてメンバーとなることを想定している。

【日本側関係者及び関係機関】

- ・ 本業務の受注者
- ・ 在フィリピン日本国大使館
- ・ 在フィリピン JICA 長期専門家
- ・ JICA フィリピン事務所
- ・ JICA 本部関係課

(4) 業務実施中の意思決定

業務実施にあっては、CWP と共に関係諸機関と協議・調整を行ったうえで、JCC 及び TWG 等を通じ、フィリピン側の意見を確認しつつ行うこと。特に、第一段階の成果である全国高規格道路網開発 M/P 策定及び第二段階の成果である優先整備プロジェクトの選定にあっては、当該時期に実施される JCC にてフィリピン側・本邦側諸機関の意見を十分に確認すること。なお、意思決定に掛ける内容により契約変更が生じる得る場合は、事前に JICA と十分に協議・調整を行うものとする。

(5) フィリピン側実施機関との密接なコミュニケーションの確保及び柔軟性の確保

本業務に対するフィリピン側の期待は極めて大きく、C/P より様々なアイデア・注文が出されることが予想される。また C/P 提供資料・データの質や本業務を取り巻く環境の変化によって、事業を柔軟に変更していくことが必要となることから、同国側とは日々のコミュニケーションを良好に保ち、常に調整を図りながら、また JICA との連絡・相談を密にしつつ、業務を進めること。フィリピン側実施機関のアイデア・注文等については、高い合理性、必要性が認められる場合、JICA と共に遅滞なく検討し、必要に応じ、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取るものとする。

この趣旨を踏まえ、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ本業務の方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

(6) フィリピン側への技術移転（本邦研修を含む）

C/P 機関としては、公共事業道路省管轄の計画局（Planning Service）が主要な役割を果たすことが期待される。しかしながら、技術的なキャパシティは必ずしも十分ではない。このため、将来的に M/P を継続的に整備・管理する組織形成に資するよう本業務で実施する交通実態調査、交通需要予測等の策定過程について、日々の業務、ワークショップ等を通じて技術移転を行うよう留意すること。また、技術移転に関連するソフトウェアの供与についても想定する。なお、上記目的の達成に資する提案があればプロポーザルに記載すること。

また、本業務にかかる研修として、13 名 14 日間程度の本邦研修を 1 回計画して

いる。研修内容は、地域開発計画策定や交通需要予測の手法、本邦での高規格道路整備計画の策定手法や選定クライテリアの考え方などとし、将来の M/P 更新に資する能力の強化を目的とする。2019 年 11 月頃の実施を想定し、研修内容は C/P 機関との協議の上、確定する。なお、本邦研修は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017 年 6 月版）」に基づき実施する（当該契約には受入れ、研修監理、研修実施のうち、研修実施のみを含むものとする）。本経費は見積りに含めることとする。

（7）他ドナーとの関係

道路・橋梁分野における他ドナーの動向を収集・分析し、全国高規格道路網開発計画の策定にあたって考慮する。本業務は、全国規模の開発計画であることから他ドナーが計画・実施している個別案件も取り込む必要がある。したがって、適宜、アジア開発銀行（ADB）、世界銀行（WB）等 他ドナーとの情報共有を図りつつ進めていくこと。

（8）環境社会配慮

本業務は、全国高規格道路網開発計画を策定する M/P レベルの調査で、かつフィービリティ・スタディ（F/S）実施の事業レベルではないため、現段階で Philippine Environmental Impact Statement System (PEISS) に準拠する Environmental Impact Assessment (EIA) や Initial Environmental Examination (IEE) は求められない。他方、JICA「環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）」において、本業務による環境への望ましくない影響は重大でないとは判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリ B とされているが、優先整備リストが策定され、優先プロジェクトの実施可能性を検討する過程において、影響が大きいと判断される場合には、適宜カテゴリ分類を見直す可能性がある。

したがって、本業務においては、戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Assessment：SEA）の考え方を導入するとともに、カテゴリ分類を A として見直す可能性もあることを考慮して実施するものとする。具体的には、計画策定に当たり、重要な環境社会影響項目とその評価方法を設定し、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。なお、カテゴリ A として見直された場合、スコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で現地ステークホルダーの情報・意見を反映させる必要がある。また、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案及び報告書案の段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。M/P 策定後に、複数プロジェクトの代替案の比較検討を通じて選定された優先プロジェクトに対しスコーピングを行う。具体的には、優先プロジェクトの環境アセスメントに必要な環境社会影響項目を選定し、調査・予測方法を決定する。実施に合っては同ガイドラインに基づいて検討を行うこと。

主な調査項目は以下の通り。

- 1) 政策・計画等の目的・目標の検討
- 2) 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- 3) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策リスト、ルートや将来の開発区域の地図等）

- 4) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定に当たり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- 5) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活杭行及び経済社会状況等）の確認
- 6) 同国側の環境社会配慮精度・組織の確認
 - ①環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - ②同ガイドラインとの乖離
 - ③関係機関の概要
- 7) 影響の予測
- 8) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討(政策、計画、プロジェクトレベル)
- 9) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 10) モニタリング方法の検討
- 11) 優先プロジェクトの環境社会配慮項目のスコーピング結果（検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案）の作成
- 12) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、競技方法・内容等の検討）

なお、フィリピン国では、現時点で SEA は法制化されていないが、EIA に SEA を包含する新たな環境評価システム（Environmental Assessment System : EAS）の法制化が国会審議中であるため、同国関係機関と協議・調整・確認を綿密に行い、状況をフォローすること。また SEA は計画諸元が詳細に決まっていない段階で行う手続であることから、事業段階で行う詳細、網羅的な評価の手続とは異なるものとなることに留意する。

以上の点を踏まえ、M/P 及び優先整備リスト策定段階に相応しい効果的な SEA の方針や技術手法、そして広域を対象に効率的に実施する手法・内容・スケジュールについて理由や考え方とともにプロポーザルで提案すること。

(9) 効率的な調査工程の立案

本業務は同国の広範な地域を対象とするとともに多岐に渡るセクターが関連するが、網羅的な調査を行いゼロから計画策定を行う類のものではない。本業務の実施においては、対象地域に存在する既往調査、資料を最大限活用するとともに、限られた期間と投入を有効に使う効率的な調査工程を設計することが求められる。なお、DPWH は 3,000 箇所弱の車両感知器を保有しており、これら機器からの交通量データの有効活用が想定されると共に、DOTr が協力関係を構築している配車アプリケーション運営会社 Grab からの Probe Data、マニラ首都圏開発庁（MMDA）が協力関係を構築している携帯電話向け GPS アプリケーション開発会社 Waze Mobile からの Probe Data の活用も調査の効率化に資するであろう。

(10) 本邦関係機関との連携

本業務の国内支援の一環として、本邦関係機関にインセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートの各報告書の作成時点で、意見を聴取する予定である。意見聴取時に調査方針、報告書案、調査結果等について説明・報告し、本邦関係機関からの意見を踏まえ、JICA 指示に基

づき、報告書案の修正等の必要な対応を行う。また報告書の各作成段階に応じて、調査結果等について本邦企業説明会を行う。

なお、本邦関係機関とは国土交通省・関係課及び学術機関を想定している。また、意見聴取・説明の時期、回数は変更される可能性がある。

(11) オフィススペースについて

オフィススペースは、DPWH により用意される予定である。執務机や空調等の基本的なオフィス家具は用意されるため、これら費用の見積りへの計上は不要である。

6. 業務の内容

<第一段階> (2019年2月から2019年9月)

(1) 現状把握・分析と課題の抽出

1) 既存の国道・高速道路網及び最新の国家開発計画・地域開発計画のレビュー
詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討する。主な分析項目は次のものを想定している。

- ① 一般概要（自然、歴史、文化、環境、行財政等）
- ② 人口・経済動向指標
- ③ 国家開発計画（National Development Plan : NDP）、地域開発計画（Regional Development Plan : RDP）、その他の空間計画
- ④ 産業政策（含む観光）、基幹物流施設、公共サービス施設などに関する政策
- ⑤ 土地利用状況
- ⑥ 主要交通施設及びネットワークの状況（道路系、軌道系、海運系、航空系）
- ⑦ 道路状況（断面構成、交差、沿道状況等）
- ⑧ 高速道路を含む道路網、交通状況
- ⑨ 高速道路を含む道路の行財政制度
- ⑩ 高速道路を含む道路の運営・管理状況
- ⑪ 他ドナーの協力の動向、関連資料のレビュー等

また、フェーズ1のレビューを行い、M/P 策定上の課題、及び事業実施上の課題を整理し教訓の明確化を行う。基本的には、フェーズ1で提案された優先プロジェクトは本業務の全国高規格道路網に取り込むことを想定しており、必要があれば見直しを検討することとする。

(2) 地域連結性の評価

NDP の空間計画の中で提案された、①Metropolitan Center (4 都市圏)、②Regional Center (37 都市)、③Sub-Regional Center (116 都市)、をベースに地域の連結性の評価を行う。

- ① RDP のレビュー、その他の都市評価の報告書进行分析し、評価対象の都市のリストアップ
- ② 行政面での機能、人口規模、産業集積や産業クラスター、物流施設などから都市を類型化
- ③ 既存国道・高規格道路網との連結性の確認
- ④ 他都市（もしくは他地域）、産業連携、物流施設などへの各都市からの連結性の評価

評価においては、GIS を活用して、地域の人口、RGDP、国道網、高規格道路網、都市、産業拠点、物流拠点、観光拠点、災害ハザードなどの情報を入力し、複合的な要素で視覚的に分析が可能なようにする。

(3) 交通調査の実施

交通量特性の把握、現況 OD 票の作成、地点間のボトルネック (BN) や渋滞状況の把握を目的として、以下の作業を行う。調査地点については、準備作業において十分に検討を行い、決定するものとし、交通実態調査の実施の際は、DPWH 傘下の地方事務所と十分に調整を行うこと。なお、補足して実施すべき調査、代替する調査、効率的な調査法等があればプロポーザルにて提案すること。

1) 交通実態調査

- ① 調査計画の立案
- ② 関係機関協議・調整
- ③ 断面交通量調査
- ④ 路側起終点(OD)調査
- ⑤ 島嶼間移動 OD 表の作成
- ⑥ 旅行速度調査
- ⑦ 物資流動調査

2) 現況交通の問題点

上記調査結果を踏まえ、交通量特性、地点間の BN や渋滞状況、物流状況について分析を行い、対象地域の現況及び道路交通特性を明らかにするとともに、現況交通の問題点について整理を行う。

3) 現況 OD 表の作成

交通特性を鑑み適切なゾーニングを行いつつ、交通実態調査結果及びその他の既存データ分析・集計し、現況 OD 表を作成する。

(4) 将来社会経済フレームワークの策定

フィリピン統計局の統計データ、NDP、RDP、その他の経済予測・土地利用等をレビューし、開発シナリオ及び地域発展の想定を行い、2040 年における人口及び経済的指標を設定する。また、その際には短期、中期、長期の区分を設定する。

(5) 将来交通需要予測

調査対象地域における 2040 年の将来 OD 表を作成する。

- ① 発生集中交通量モデルの作成
- ② 発生集中交通量の推計
- ③ 将来 OD 表の作成

(6) 高規格道路網を含む国道・高速道路の階層の明確化

同国には、高規格道路の具体の定義が存在しないことから、日本及び他国の高規格道路を含む国道・高速道路の定義・階層を分析し、同国における適切な階層定義を明確化すること。

(7) 高規格道路の基準

道路交通の課題・問題構造を踏まえるとともに、同国の地域特性、交通特性、ネ

ットワーク特性を考慮しながら、高規格道路に求められる機能を明確化する。その上で、同国に適した設計速度、交差方法、出入制限、歩行者やトライシクルの通行区間分離などを適切に考慮した高規格道路構造（横断面構成、道路構造類型等）複数検討し、同国における高規格道路の概念、整備の基本的な考え方を策定する。

（８）道路網と地域の連結性の問題点・課題の明確化

将来の開発計画、各都市・産業拠点・物流拠点間の連結性、現状の道路交通の課題・問題構造を俯瞰し、課題相互の関連を整理した上で、道路網と地域連結性の問題構造を明示する。高規格道路開発戦略に関する代替案を検討し、戦略策定にあたり地域開発・交通円滑性等の面での課題を明らかにしておく。なお、GIS を活用して、視覚的に課題・問題点の分析が可能となるよう図化して明示する。

（９）環境社会配慮の把握

高規格道路網開発戦略策定の段階で、環境社会面からの配慮事項を反映させることを目的として、下記の調査を行い、環境的・社会的・文化的に重要な地域を明確化する。

- ① 全国高規格道路網開発計画に対する環境社会的課題の検討
- ② 同国の環境社会配慮精度・組織と EIA 等の事例確認
- ③ 対象計画に関するベースとなる環境社会面の状況確認
- ④ 開発戦略策定にあたり環境社会面からの提言

（10）戦略的環境アセスメント(SEA)の実施

関係者からの聞き取りを行うとともに同国のステークホルダー会議として、Information, Education & Communication (IEC) の開催を支援する。高規格道路開発戦略に関する代替案を示して意見聴取・集約を行い、高規格道路網開発戦略策定にあたり、環境社会面での課題を明らかにしておく。

（11）高規格道路網開発戦略の策定

高規格道路の概念及び整備の基本的考え方、並びに対象地域の開発計画を踏まえ、必要と考えられる高規格道路路線について概略を検討し、その内容を地図上に展開した高規格道路整備戦略図を作成する。また高規格道路の整備によって達成されるべき要件、経済的な効果、環境社会配慮上の課題についても検討した上で、これまでの検討結果を総合的にとりまとめた高規格道路網整備戦略を策定する。なお、検討の際には、同国の National Disaster Risk Reduction and Management Plan 2011-2028 に従い、災害に対するレジリエンスの観点も考慮すること。

（12）高規格道路網計画の構築

策定した戦略に基づき、高規格道路網計画図を作成する。

<第二段階> (2019年10月から2020年7月)

（13）プロジェクトの優先順位のクライテリアを定義

プロジェクトの優先順位を決定するにあたって、クライテリアと評価手法を検討・作成し、優先順位の検討前段階でテクニカルワークショップ等を開催して、評価手法に関して、相手国側と合意すること。

(14) プロジェクトコスト、経済・財務分析、技術的、環境的側面の予備的かつ回廊レベルでの検討

クライテリア・評価手法に合わせて、各プロジェクトの評価指標を算出する。現時点で、プロジェクトコスト、将来交通量、混雑緩和効果、経済評価、財務評価、環境社会面インパクト等を想定している。

(15) プロジェクトの優先順位付けの検討

クライテリア・評価手法及び評価指標から、優先順位付けを行う。目標年次はNDPに合わせて2040年としているが、このうち短期、中期、長期の期間分けについては、C/Pと事前に協議を行い、決定すること。

(16) プロジェクトの実施計画の策定

各プロジェクトの実施計画の策定にあたって、PPP等の事業実施スキームも含めて検討する。

(17) プレF/Sプロジェクトの策定

各プロジェクトについて、経済的な効果、財務的なフィージビリティ、環境社会配慮上の課題等、これまでの調査結果を踏まえて総合的に事業の実施可能性を評価して、プレF/Sプロジェクトの選定を行う。本邦技術が必要とされる案件がプレF/Sプロジェクトの候補となることに留意。なお、10km未満程度の延長となるプロジェクト少なくとも1件程度をプレF/Sプロジェクトとして選定することを想定している。プレF/SプロジェクトはC/Pとの協議の中で決まり、その規模感については現時点で明確でないため、必要に応じてC/Pと協議し対象件数を変更する、あるいは契約変更を行うことで対応する。なお、優先整備リストにて実施可能性・有効性が非常に高いプロジェクトが明らかとなった場合、当該プロジェクトはプレF/Sを実施せず、本業務より取出し、別案件としてF/Sを開始する可能性がある。その場合、本業務の第一段階で策定したM/Pや収集したデータの提供などの可能な協力を行うこと。別案件として取出しを行うかについては、優先整備リストの策定が完了した段階で、JICAを含む関係者と協議を行うこと。

(18) プレF/Sの実施

特定したプレF/Sプロジェクトについて、道路構造、必要な施設の概略設計を行う。基本的に衛星画像、コンターデータが入手可能であるため、それらの既存データを活用する。概略平面図は1:5,000を基本とする。橋梁箇所は橋長により、1:500~1:1,000とする。縦断図は1:5,000、縦縮尺は1:200~1:500とする。縦断図を基に、適宜横断図(平坦地300m~500m、丘陵地200m~300m、山岳地200m間隔)を作成する。またインターチェンジの平面図は1:3,000とする。

上記概略設計をもとに数量を算出及び概算工事費の算出を行う。なお、上記のデータの活用を想定しているため、プレF/S精度は高くないことから、既存の高規格道路のkmあたり建設費等を用い、概略工事費との比較検証を行う。

各プレF/Sプロジェクトについて、IEEレベル調査を行う。また、将来需要予測結果を基に、EIRR等を用いた経済分析(感度分析を含む)を行うとともに、事業実施スキームの検討及び財務分析を行うものとする。

その際の官民役割分担、有料道路化やドナーによる資金協力も含めた財源確保の方法等、適切な形で民間参画を促す方策について検討するとともに、各段階で必要となる投資費用及び維持管理費用を適切に想定しつつ、事業の財務的なフィージビリティについて分析を行う。

(19) プレ F/S のステークホルダー会議の開催支援

プレ F/S の実施に合わせて、プロジェクト対象地域においてステークホルダー会議を開催する。本会議の開催方法としては関連 SEA 制度を踏まえ、C/P と相談のうえ計画する。第二段階を中心に、第一段階も含めた調査結果を説明するものとし、開催場所についてはマニラ、セブ、ダバオでの各所 1 回（参加者 100 名程度）を想定する。その際に得られた意見を集約し、環境社会面の配慮を考察するとともに、次ステップ（F/S 時）の基礎資料とする。なお、本会議の開催支援の部分的な再委託を認める。再委託の業務内容は、会場の決定・設営、ステークホルダー招待準備、プレゼンテーション資料準備、会議運営、取纏め・報告書作成を想定している。当該再委託に係る経費は見積りに含めることとする。

<技術移転等>

(20) 本邦研修の実施

本邦研修に関し、13 名 14 日間程度の受け入れを想定し、本業務で実施すべき研修内容、受入先及び時期の案について提案のうえ、研修内容、時期を固める。本研修を所管する JICA 国内機関は、研修内容及び研修受入先などから勘案して確定することとする。本邦研修の実施に先立ち、研修内容・日程、受入先との調整、研修員人選等、研修実施期間中及び終了後のフォローを行うこととする。

(21) ワークショップ、広報等

C/P 機関のみならず運輸セクターに関わるフィリピン側のステークホルダーに対して意見の聴取及び調査成果の周知・活用が図られるよう、2 回程度のテクニカルワークショップ（業務開始 5 ヶ月後を目途（第一段階の中間時点）、インテリムレポート作成の前段階（第二段階のプレ F/S 事業選定時点））を開催する。テクニカルワークショップは、関係者 50 名程度の参加でマニラの DPWH 関係会議場の借用を想定する。開催に伴う経費は見積りに含めることとする。また、JICA プロジェクトホームページ等による広報活動についても積極的に行うことに加え、ステークホルダーへの説明効果が高い要約版「Pamphlet extracting major points of the executive summary」（A4 4～8 ページ程度のパンフレット形式を想定）及び M/P の全容を記した地図を作成すること。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針、詳細な調査内容・方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内(2019年2月)

部数：

【DPWH】英文20部(簡易製本)、ソフトコピー1枚

【JICA】英文5部(簡易製本)、ソフトコピー1枚

2) プログレスレポート (P/R)

記載事項：国家・地域開発計画のレビュー結果、各種セクター視点からの連結性評価、交通実態調査・需要予測結果、将来社会経済フレームワークの策定結果、戦略的環境アセスメントの考え方に基づく代替案等

提出時期：高規格道路網計画の策定後(調査開始8ヶ月後(2019年9月)を目処)

部数：

【DPWH】英文20部(簡易製本)、ソフトコピー1枚

【JICA】英文5部(簡易製本)、ソフトコピー1枚

3) インテリムレポート (IT/R)

記載事項：優先整備基準の定義、経済的・財務的・技術的・環境的側面の予備的かつ回廊レベル検討結果、ファイナンススキーム検討結果、短・中・長期の整備計画、優先整備事業の実施可能性の検討結果

提出時期：優先整備リスト策定後(調査開始12ヶ月後(2020年1月)を目処)

部数：

【DPWH】英文20部(簡易製本)、ソフトコピー1枚

【JICA】英文5部(簡易製本)、ソフトコピー1枚

4) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

記載事項：高規格道路網計画案、優先整備リスト案及び実施可能性検討結果

提出時期：公開協議実施前(調査開始14ヶ月後(2020年3月)を目処)

部数：

【DPWH】英文20部(簡易製本)、要約編英文10部(簡易製本)、ソフトコピー1部(要約編含む)

【JICA】英文5部(簡易製本)、要約編英文5部(簡易製本)、要約編和文5部(簡易製本)、ソフトコピー1部(要約編含む)

5) ファイナルレポート (F/R)

記載事項：調査結果の全体成果

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するフィリピン側コメント提出から3ヶ月以内かつ履行期限の1ヶ月前まで(2020年6月)

部数：

【DPWH】英文50部(製本)、要約編英文10部(簡易製本)、ソフトコピー1部(要約編含む)

【JICA】英文5部(製本)、要約編英文5部(簡易製本)、要約編和文5部(簡易製本)、ソフトコピー2部(要約編含む)

(2) 報告書作成にかかる留意事項

1) 報告書の仕様

インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートは原則として簡易製本とし、最終報告書は製本、最終報告書(要約編)は簡易製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROMあるいはDVD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電

子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。

2) 報告書の形式・説明

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ② 必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の報告書についてはネイティブチェック等を行い、読みやすいものとする。
- ③ 報告書の作成に当たっては、その結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいはその検討過程に関する記述・導出法を明記すること。
- ④ 各報告書には、業務実施時に用いた分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるように工夫すること。

(3) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）

2) 議事録等

C/P 機関等との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出すること。

3) 調査業務報告書（月報）

JICA の規定により調査業務日誌及び貸与物品リストを添付した月例の業務報告を翌月 10 日までに提出すること。またフィリピン事務所にも調査業務報告書を共有すること。

4) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成する。

記載事項：

- ①最終報告書の概要
- ②活動内容（調査）
調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③活動内容（技術移転）
現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述
- ④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）
- ⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）
- ⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

- ①業務フローチャート
- ②業務人月表
- ③研修員受入れ実績
- ④調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- ⑤合同調整委員会議事録等
- ⑥その他調査活動実績

提出時期：業務終了時
部 数：和文 3 部（簡易製本）

(4) 収集資料

調査開始時に JICA より貸与された資料、調査を通じて収集した資料及びデータを分野別に整理し、可能な限り電子データにて収録し、収集資料リストを付して、調査終了後 JICA に提出する。

(5) デジタル画像集

プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として整理・収録し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（プロジェクトサイト、既存施設及び周辺状況、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況またはボトルネックの現状等を収めるとともに、簡単なキャプションを付ける。なお、提出にあたっては、「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用を想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：ソフトコピー1部（デジタル画像 100 枚程度、jpeg ファイル形式）

(6) 広報用資料

1) パンフレット

調査の概要を取りまとめた広報資料（A4 4～8 枚程度）を作成し、JICA に提出する。内容については、写真、図説等を用いて、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。作成にあたっては、事前に原稿を JICA に提出及び説明のうえ、内容の了承を得るものとする。

提出時期：第一段階完了時点及び第二段階公開協議時点

部 数：各時期 和文 10 部、英文 50 部、ソフトコピー2部

別紙：再委託調査事項

1. 自動車交通量調査

調査期間：平日1日間（6時～翌6時）
調査地点：65箇所程度（ゾーン数による）
調査項目：24時間交通量（時間帯別、車種別、方向別）

2. 路側ODインタビュー調査

調査期間：平日1日間（6時～翌6時）
調査地点：65箇所程度（ゾーン数による、24時間自動車交通量調査と同じ地点）
調査対象：乗用車・タクシー・バスの旅客、貨物車の運転手
調査項目：調査時間、車種、トリップの発着地のほか、旅客については、乗車人員数、住所、トリップの目的、貨物車については、品目、積載量、積載率
目標サンプリング率：20%以上

3. 自動車旅行速度調査

調査期間：平日1日の朝夕ピーク時間帯
調査地点：50経路程度（往路・復路で100経路程度、片道20～100kmで平均40km程度の経路とする）
調査項目：GPS搭載のフローティングカーによる実走行時間

4. 貨物車ODインタビュー調査

調査期間：平日1日間（6時～20時）
調査地点：主要港湾20箇所程度、主要空港20箇所程度の貨物車搬出入口
調査対象：貨物車の運転手
調査項目：調査時間、トリップの発着地、品目、積算量、積載率

5. 港湾旅客ODインタビュー調査

調査期間：平日1日間（6時～20時）
調査地点：主要港湾25箇所程度
調査対象：フェリー利用者（運転手、旅客）
調査項目：調査時間、船舶利用者数、船舶積載車両数、利用者の性別・年齢、同伴人数、利用船舶、トリップの発着地のほか、旅客については、トリップの目的、当該港湾まで又は当該港湾からの利用交通機関、貨物運転手については、品目、積載量、積載率

6. 港湾・空港実態インタビュー調査

調査対象：主要港湾20箇所程度、主要空港20箇所程度の港湾/空港の管理者
調査項目：①港湾・空港調査…概要、搬出入特性、物流に対するニーズ問題点
②搬出入物資調査…発着港湾・空港、発地及び当該地までの主要輸送手段又は当該地からの主要輸送手段及び着地、取扱品目、取扱量、

7. 物流・貨物事業所等実態インタビュー調査

調査対象：主要な事業所や産業別組合トラック会社等 10 社程度

調査項目：①物流／貨物会社調査…概要、搬出入特性、物流に対するニーズ・問題点 他

②搬出入物資調査…品目別OD、重量、輸送特性、発着地までの主な輸送手段等

③その他調査に資する項目を検討する

目標サンプリング数：貨物出荷量の多い鉱業、製造業、卸売り業、倉庫業、運送業、輸送代行業の6産業における各上位数社程度

8. 経済特区製造業者インタビュー調査

調査対象：経済特区所管部署 14 箇所程度、製造業者 42 社程度（経済特区面積、製造品ごとの工場数、雇用者数、輸出品か国内消費品かなど複数の条件から偏りなきよう抽出）

調査項目：調査に資する項目を検討する

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2019年2月より業務を開始し、2020年6月までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約50M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務の内容及び業務の工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／道路政策（2号）
- 2) 道路整備計画（3号）
- 3) 都市計画／地域開発（3号）
- 4) 交通計画
- 5) 道路事業経営管理
- 6) 道路計画・設計
- 7) 構造物計画・設計
- 8) 交通量調査・分析
- 9) 経済分析／財務分析
- 10) 環境社会配慮
- 11) コスト積算

ただし、第二段階でのプレF/Sの実施に際し、業務従事者の大きな変更が必要となった場合は、契約変更にて対応する。

3. 相手国の便宜供与

2017年9月に署名された討議議事録（Record of Discussion : R/D）及び本業務の詳細計画策定調査報告書を参照のこと。

4. 配布資料及び公開資料

(1) 配布資料

フィリピン国高規格道路網開発マスタープランプロジェクト（フェーズ2）詳細計画策定調査報告書

(2) 公開資料

フィリピン国高規格道路網開発マスタープラン最終報告書要約（フェーズ1報告書）

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253618.html>)

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253619.html>)

5. 資機材の調達

業務遂行上必要な資機材があればプロポーザルにて提案すること。また本業務実施のために、現地調査に際して本邦あるいは第三国から携行する所有の資機材のうち、本邦あるいは第三国に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するもの

については、必要な手続きを行うものとする。実施にあつては、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」「輸出管理ガイドライン（業務受託者向け）（2017年6月）」に基づいて行う。

6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・交通実態調査
- ・環境社会配慮

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業の期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>) への登録を行うこと。また同国の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあつては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上